Alive 利用約款

Ver 1.3　（施行日：2026 年 11 月 1 日）

(適用範囲)

第 1 条　当施設が利用者との間で締結する宿泊及び一時利用（これらを総合して以下「利用」という）の契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(利用契約の申込み)

第 2 条　当施設に利用契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

(1)　利用者名
(2)　住所
(3)　電話番号
(4)　年齢
(5)　性別
(6)　職業
(7)　到着日時
(8)　出発日時
(9)　利用目的
(10)　外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(11)　ご利用グループの種類、所属名とお立場、お車の台数
(12)　その他当施設が必要と認める事項

2. お申込日時点で満 25 歳未満の方を含むご利用は、当施設がホームページに掲載するご利用グループの種類ごとの条件を満たす場合に限ります。条件を満たさない申込みは、お断りします。
3. 利用者が、利用中に第 1 項第 8 号の出発日時を超えて利用の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申し込みがあったものとして処理します。
4. 申込者は、人数、年齢構成、ご利用グループの種類、所属先、お車の台数その他の申告内容について、事実を申告するものとします。申告内容と異なる利用が判明したときは、当施設は利用をお断りし、または利用契約を解除することができます。

(利用契約の成立等)

第 3 条　利用契約は、当施設が前条の申し込みを承諾し、かつ、利用者の利用料金の支払いを当施設が確認したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(利用契約締結の拒否)

第 4 条　当施設は、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

(1)　利用の申し込みが、この約款によらないとき。
(2)　他の利用者がある等により施設に空きがないとき。

(3) お申込日時点で満 25 歳未満の方を含み、当施設が定めるご利用グループの種類ごとの条件を満たさないとき。

(4) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(5) 利用しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(6) 利用しようとする者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7) 利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(8) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。

(10) 住宅宿泊事業法その他の関係法令又は地方公共団体の条例・規則の規定により、宿泊の提供ができない場合に該当するとき。

(11) 駐車台数が 2 台を超えるとき。

(12) 利用者全員が日本国内に居住していないとき、または代表者が日本語での連絡・手続き・緊急時の対応をできないとき。

(利用者の契約解除権)

第 5 条 利用者は、当施設に申し出て、利用契約を解除することができます。

2. 当施設は、利用者がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. ご利用開始日の前日までの解除については、違約金は発生しません。ご利用開始日当日の解除は、ご連絡を受けた時刻にかかわらず、基本利用料の 100%を違約金として申し受けます（連絡ありのキャンセル）。ご連絡なくご利用にならなかった場合（不泊）も、基本利用料の 100%を申し受けます。

4. 利用者の都合により利用契約を解除し、当施設が利用料金の全部または一部を返金する場合、返金額は、お支払いいただいた金額から、決済代行サービス（Square）の決済手数料および銀行振込手数料（実費）を差し引いた金額とします。ただし、当施設の責めに帰すべき事由により返金する場合は、この限りではありません。

(当施設の契約解除権)

第 6 条 当施設は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。

(1) 利用者が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 利用者が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 利用者が他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 利用者が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき。
(7) 住宅宿泊事業法その他の関係法令又は地方公共団体の条例・規則の規定により、宿泊の提供ができない場合に該当するとき。
(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
(9) 申告内容と異なる利用が判明したとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、利用者がいまだ提供を受けていない利用サービス等の料金はいただきません。

(利用の登録)

第7条 利用者は、利用日当日までに当施設の HP 等において、利用者全員の次の事項を登録（予約時の情報の修正を含む）していただき、当施設はこれらをもって宿泊者名簿といたします。
(1) 利用者名
(2) 住所
(3) 電話番号
(4) 年齢
(5) 性別
(6) 職業
(7) 到着日時
(8) 出発日時
(9) 利用目的
(10) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(11) その他当施設が必要と認める事項

(施設の利用時間)

第8条 利用者が施設を利用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して利用する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の施設の使用に応じることがあります。この場合には別表第1に定める通り、1時間あたりの追加料金を申し受けます。

3. 当施設は第1項のほか、利用目的・利用時間等を定めたプランを別途用意して提供することがあります。

(利用規則の遵守)

第9条 利用者は、当施設の利用に際して、当施設が定めて HP、施設内等に掲示した「Alive 利用規則」に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条 利用者が支払うべき利用料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の利用料金等（キャンセル料を含む）の支払いは、当施設が認めたクレジットカード、電子決済、現金又は請求書払いの方法により、行っていただきます。請求書払いの場合の振込手数料は、利用者の負担とします。

3. 当施設は利用者に前払金の支払いを求めることがあります。

4. 当施設が申込みを承諾した後、当施設が通知する期限までに利用料金の支払いを確認できないときは、当施設は承諾を取り消すことができます。この場合、キャンセル料は発生しません。

(当施設の責任)

第 11 条 当施設は、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設の備品が前利用者によって破損、汚損、紛失等された場合、次の利用者の利用開始までに交換、修理等することができない場合があります。このような場合でも、現状のまま利用していただきますが、基本的に利用料金の減免は行いません。

(利用者の手荷物又は携帯品の置き忘れ)

第 12 条 当施設は無人管理のため利用者は利用終了時に手荷物・携帯品の置き忘れが無いよう充分に確認して退館するようにしてください。

2. 万一利用者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、ゴミ（歯ブラシ、洗顔フォーム等の消耗品を含む）、残置物（薪、炭、着火剤、調味料など）と区別の上で、ゴミ、残置物でないものについては遺失物法に従ってお客様に連絡のうえ、返還又は処分もしくは警察署へ提出致します。

3. 前項の場合、利用者が当施設に置き忘れた手荷物又は携帯品のうち当該利用者から処分の確認が取れていないものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等が生じたときは、5 万円を限度として当施設は損害を賠償します。

(駐車の責任)

第 13 条 当施設には 2 台分に限り駐車スペースがあります。3 台以上のお車での駐車はできませんので、乗り合わせでお越しください。前面の道路は近隣住民との共有道路です。共有道路への駐車はできませんのでご注意ください。

2. 近隣住民の土地では、車の切り返しをしないでください。切り返しは、当施設前でお願いします。

3. 利用者が当施設の駐車スペースをご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車スペースの管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(利用者の責任)

第 14 条 利用者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該利用者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 利用者が深夜に騒音を発したり施設周辺を徘徊したりするなどして、近隣住民の安寧な生活を乱すなどのトラブルを発生させた場合は、利用者自らが直接近隣住民と話し合い、自身の責任と費用負担によりこれを解決するものとし、当施設は一切の責任を負いません。

3. 利用者は、午後 9 時から翌朝 9 時までの静穏時間を守り、屋外での大声や楽器の演奏等を行わないものとします。

別表第１　利用料金等の内訳(第８条第２項及び第10条第１項関係)

内　訳		
利用客が支払うべき総額	利用料金	①　基本利用料 ②　サービス料（宿泊予約サイトの規程による）
	追加料金	③　延長利用料 ④　サービス料（宿泊予約サイトの規程による）
	税金	⑤　消費税

備考：利用料金等の具体的な金額は当施設ホームページ、宿泊予約サイト等に掲示する料金表によります。

別表第２　違約金(第５条第２項関係)

契約解除の通知を受けた日	前日まで	当日（連絡ありのキャンセル）	不泊（連絡なし）
基本利用料に対する違約金の比率	0%	100%	100%

(注)

1. %は、基本利用料に対する違約金の比率です。「当日」とは、ご利用開始日をいいます。「不泊」とは、ご連絡なくご利用にならなかった場合をいいます。
2. 契約日数が短縮した場合でも、その短縮日数にかかわりなく、当初の契約日数分の違約金を収受します。
3. 返金に際しての決済手数料及び銀行振込手数料の取扱いは、第５条第４項によります。